

交野市 定期予防接種実施医療機関 **以外** で予防接種を受けるときは 事前に「予防接種依頼書」の発行手続きが必要です



「予防接種依頼書」とは

交野市定期予防接種実施医療機関以外の医療機関で予防接種を受けた際に、万が一重大な健康被害が生じた場合に、交野市が救済のための措置を講じることを明確にしたものです。

接種費用は**いったん全額自己負担**となりますが、後日償還払いの手続きをしていただくことで払い戻しを受けることができます(上限あり)。

依頼書申請の前にご確認ください

接種する医療機関が、医療機関の所在地の市町村と予防接種の委託契約を行っているか確認して予防接種の予約を行ってください。委託契約がない場合は、原則として「予防接種依頼書」の発行ができません。

「予防接種依頼書」の申請方法

- ★オンライン申請フォーム、健康増進課窓口や、郵送での申請が可能です。
- ★申請後、「予防接種依頼書」のお届けまでに1～2週間程度かかります。お急ぎの場合は個別にご相談ください。
- ★「予防接種依頼書」の交付がない場合は、原則として接種費用の払い戻しを受けることはできません。

医療機関での接種の手順

1. 接種を希望される医療機関に予約し、予防接種費用を事前に確認してください。
2. 「予防接種依頼書」・予診票・接種費用を持参し、接種してください。
3. 予防接種の種類の明細の入った領収書と、予診票の写しまたは接種済証をもらってください。
(払い戻しの申請には、領収書と、予診票の写しまたは接種済証等が必要です。)

その他

- ・「予防接種依頼書」は交野市から転出された場合は無効になります。
- ・「予防接種依頼書」を使用されなかった場合は健康増進課へご連絡ください。
- ・「予防接種依頼書」の発行時に払い戻しについての説明用紙を同封します。払い戻し申請には期日がありますので、ご確認の上、接種後期日内に申請を行ってください。